

事務連絡
令和2年8月21日

生徒並びに保護者の皆さんへ

沖縄県立コザ高等学校
校長 東盛 敬
(公印省略)

全学年の授業再開について (お知らせ)

時下の候、生徒並びに保護者の皆さんにはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

8月21日県教育委員会から「県立学校の一部臨時休業の解除について」が通知されました。その中で本校は下の表にあるように地域の感染のレベル3¹に指定されるとともに1年生・2年生の臨時休業が解除され、全学年の通常登校が示されました。また感染リスクを避けるための時差登校並びに短縮授業の方針も示されました。

本校では8月24日(月)～8月28日(金)の全学年の授業再開を下記のように行うことになりました。

つきましては、ご理解並びにご協力の程宜しくお願いします。なお、諸事情により、日程変更になる可能性があります。その際は本校ホームページで随時お知らせいたします。

記

1. 授業再開における時差登校と短縮授業の期間

① 8月24日(月)～28日(金)

2. 時差登校と短縮授業

① **開始：朝の学習(9時10分～)** ② **短縮授業：45分授業の4校時**

※但し、27日(木)は実力テストのために午後まで日程があります。

3. 来週の時間割

① 8月24日(月)：月の1256の授業 ② 8月25日(火)：火の1256の授業

③ 8月26日(水)：水の1234の授業 ④ 8月27日(木)：実力テスト(全学年)

※午後までテストがありますので、弁当のご用意をお願いします。

⑤ 8月28日(金)：金の12の授業、終業式・LHR

4. 早朝課外講座並びに放課後自主学習会：この期間は開設いたしません。

5. 部活動：8月24日(月)～30日(日)は活動はありません。

【地域の感染レベルについて】

令和2年8月21日時点の県立学校の地域の感染レベルは下記のとおりとします。

※ 学校運営については、県立学校教育課から発出される文書(教県第820号令和2年8月21日付け)を御確認ください。

地域の感染レベル	県立学校名
レベル3 ² 20校	那覇国際・首里・首里東・那覇・真和志・小禄・那覇西・沖工 那商・泊・那覇特・浦添・陽明・浦工・那工・浦商・大平特・陽明高支 鏡が丘特・鏡特浦分
レベル3 ¹ 34校	宜野座・豊見城・豊見城南・南農・糸満・沖水・西崎特・開邦・南風原 沖盲・南風原高支・開邦中・向陽・南工・南商・島尻特・や高支 石川・前原・与勝・具志川・中農・具商・冲高特・中農高支・与勝緑中 美里・コザ・球陽・美来工・美工・美咲特・泡瀬特・球陽中
レベル2 ² 12校	読谷・嘉手納・普天間・宜野湾・中商・北谷・北中城・沖ろう 美咲はなさき・西原・森川特・知念
レベル2 ¹ 18校	辺土名・名護・北農・名商工・名護特・桜野特・北山・本部・宮古・伊良部 宮工・宮総・宮古特・八重山・八農・八商工・八重山特・久米島

幼児児童生徒並びに保護者の皆様へ

学校における新型コロナウイルス感染症対策の取組に対する保護者の皆様のご理解とご協力並びにご家庭での健康管理などにご配慮いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

本県の新型コロナウイルス感染者の状況を踏まえ、基本的な考え方として、社会全体が新型コロナウイルス感染症の影響下にあつて、長期的な対応を求められているとの認識のもと、「感染症対策」と「幼児児童生徒の学びの保障」の両立に向け、感染リスクを可能な限り低減しつつ、学校における教育活動を維持したいと考えております。

各学校においては、全職員体制で、幼児児童生徒の健康観察の継続や、手洗いや咳エチケット、マスクの着用等、感染拡大防止を徹底するとともに、校内で発熱等の風邪症状などにより体調が悪くなった場合には、ためらわず教職員に申し出るよう指導するほか、感染症に関する偏見や差別を生まないための環境づくりにも、引き続き、取り組んでまいります。

児童生徒の皆さんには、「自分の健康を自分で守り(感染しない)、大切な家族や友人を守る(感染させない)」という気持ちを強く持ち、学校における「新しい生活様式」を家でも継続してください。

ご家庭におきましても、健康観察を行い、幼児児童生徒に風邪症状がある場合のみならず、同居家族に発熱など風邪症状がある場合にも登校を控えさせるなど、感染拡大防止に向けた慎重な対応をお願いするとともに、子ども達の健やかな学びの保障のための学校の教育活動の維持に向けた取組に、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症を共に乗り越えてまいりましょう。

令和2年8月21日(金)

沖縄県教育委員会

教育長 金城 弘昌

各県立学校長 殿

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌
(公印省略)

県立学校の一部臨時休業の解除について（通知）

みだしのことについて、令和2年8月14日付け教県第759号により、県立学校の一部臨時休業及び分散登校とする旨通知したところですが、感染リスクを可能な限り低減しつつ、学校における学びの保障を図るため、県立学校の一部臨時休業を解除します。ただし、浦添地区、那覇地区の県立学校においては、地域の感染レベルを踏まえ、下記のとおり、分散登校を実施します。

については、別添の資料（教育長メッセージ）を職員、幼児児童生徒、保護者へ配布し、対応をお願いします。

なお、県においては、緊急事態宣言中であることを踏まえ、各学校においては、引き続き、万全の感染防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

また、8月31日以降の対応については、改めて通知いたします。

記

1 通常登校の対象校等

(1) 下記2に記す学校を除く県立高校、県立特別支援学校は通常登校とする。

ただし、登下校時における公共交通機関での感染リスクが高いと思われる県立学校においては、時差登校並びに短縮授業とすること。また、重篤化しやすい基礎疾患をもつ幼児児童生徒が多く在籍する特別支援学校は、状況に応じて臨時休業や分散登校も可とする。

(2) 県立中学校は通常登校とする。

2 分散登校の対象校等

(1) 県立高校（1、2年生）

浦添高校、那覇国際高校、陽明高校、首里高校、首里東高校、那覇高校、真和志高校、小禄高校、那覇西高校、浦添工業高校、那覇工業高校、沖縄工業高校、浦添商業高校、那覇商業高校、泊高校

※高校3年生は、これまで通り、原則、時差登校並びに短縮授業とする。

(2) 県立特別支援学校（全学年）

大平特別支援学校、陽明高等支援学校、鏡が丘特別支援学校、鏡が丘特別支援学校浦添分校、那覇特別支援学校

※重篤化しやすい基礎疾患をもつ幼児児童生徒が多く在籍する特別支援学校は、状況に応じて臨時休業も可とする。

3 分散登校等の実施期間

令和2年8月24日(月)～令和2年8月30日(日)

4 保健管理に関すること

- (1) 幼児児童生徒に対し、手洗い、咳エチケット、規則正しい生活習慣、マスクの着用及び身体的距離の確保に努めるよう指導すること。
- (2) 消毒や3密対策等の各学校の地域の感染レベルに応じた感染症対策を徹底すること。
- (3) 熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合は、適宜マスクを外す、適切な水分補給を行う、活動する場所による空調設備の有無に合わせて活動内容を設定するなど、熱中症予防に努めること。

5 その他

健康に不安がある幼児児童生徒や保護者から登校しない旨の申し出があった場合には、事情を聞いた上で出席停止扱いにするなど、柔軟に対応すること。

※ 留意事項(家庭周知)

- (1) 同居家族が感染し、幼児児童生徒が濃厚接触者又は、その可能性が高い場合は、登校を控え、保健所の指示があるまで自宅等で待機するよう、指導するとともに保護者等にも、その旨依頼すること。尚、その場合は、出席停止扱いとすること。
- (2) 健康観察を継続し、幼児児童生徒に風邪症状がある場合は登校しないよう、指導するとともに、同居家族に発熱など風邪症状がある場合も登校を控えるよう、保護者等に依頼すること。尚、その場合は、出席停止扱いとすること。

新型コロナウイルス感染症に係る県立学校における地域の感染レベル別の感染症対策

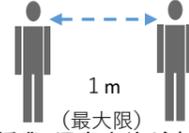
沖縄県警戒レベル	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
文部科学省 衛生管理マニュアル 地域の感染レベル	レベル1	レベル2 ① ②	レベル3 ① ②	③
県立学校における 行動基準 ①感染者確認地域 ア感染者発生学校	原則として5日間程度の臨時休業（濃厚接触者特定及び消毒作業のため）			一斉臨時休業（休校）
イ感染者未発生学校	通常通りの教育活動	① 通常通り ② 分散登校	① 分散登校 ② 臨時休業（登校日の設定）	
②感染者 未確認地域	通常通りの教育活動		近隣状況を踏まえ ① 分散登校 ② 臨時休業（登校日の設定）	
	児童生徒の居場所確保、スクールカウンセラー等による相談業務			
	遠隔授業を含む学習支援			
【感染予防の方策】	保健教育重点 ←		→ 保健管理重点	家庭管理
【保健教育】 児童生徒の持参物	清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布等			家庭管理
手洗い	①登校後、外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、給食（昼食）の前後、掃除の後、トイレの後、共有のものを触ったとき（手指で目、鼻、口をできるだけ触らない）		①+休み時間ごと	
咳エチケット	咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。			
規則正しい生活	「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」			
【健康観察】 健康観察表の活用	①児童生徒等の朝晩の体温、体調、保護者のサイン等を記入（別紙4）	①+同居の家族の状況（別紙5）		家庭管理
朝の健康観察 忘れた者への対応	①児童生徒等に発熱等の風邪症状がないかどうかを教室等で確認 教職員が教室等で対応	①+同居の家族に発熱等の風邪症状がないかどうかを校舎に入る前に確認 教職員が校舎に入る前に対応		
【出席停止】 学校保健安全法 第19条	①感染が判明した者 ②感染者の濃厚接触者、検査を指示された者 ③*発熱等の風邪症状が見られる者（症状がなくなれば登校は可能） ③*の症状が新型コロナウイルス感染症ではなく別の疾患によることが判明した場合は病欠とする。	①+②+③ +同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる者（同居の家族に症状がなくなれば登校は可能）	【②臨時休業の場合】 臨時休業となった地域に居住している者で、臨時休業となっていない地域の学校へ通学している者* *学校保健安全法による出席停止とせず、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う	
【体調不良者等への対応】	当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。保護者の来校まで学校にとどまる必要がある場合は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をする。（保健室において、外傷や心身の不調などで来室した者と発熱等の風邪症状のある者が他の児童生徒と接することがないようにする。）			家庭管理
体調不良者等（出席停止の者を含む）の把握、指導及び連絡	①体調不良者等の数及び症状については、学校内で情報を共有しておく。 ②息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状がある者、重症化しやすい者、発熱等の風邪症状が4日以上継続している者へは、保健所（帰国者・接触者相談センター）等へ相談するよう指導する。 ③体調不良者等の増加等がある場合、所管の教育委員会へ電話にて連絡する。			①～③に同じ
【報告】 学校等欠席者・感染症 情報収集システムへの入力	①「感染が判明した者」→「新型コロナウイルス感染症」へ入力 ②「感染者の濃厚接触者」→「濃厚接触者」へ入力 ③「発熱等の風邪症状が見られる者、症状がありPCR検査を指示された者」→「発熱等による」へ入力 【レベル2、3】④「同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる者」→「家族等の風邪症状による」へ入力 【患者発生時】⑤患者発生により臨時休業を行う場合→「欠席者/臨時休業登録」→「学校閉鎖等」→疾患名「新型コロナウイルス感染症」		【②臨時休業の場合】 ⑥患者は発生していないが教育委員会等の指示により臨時休業を行った場合→「欠席者/臨時休業登録」→「学校閉鎖」→疾患名「教育委員会または主管課の指示による」	
様式による報告	①「新型コロナウイルス感染症患者」→児童生徒等（幼児児童生徒回答フォーム）、教職員（教職員回答フォーム） ②「新型コロナウイルス感染症が疑われ保健所または主治医等に検査を指示された者」→児童生徒等（様式1②）、教職員（様式2②） 「濃厚接触者」→児童生徒等（様式1③）、教職員（様式2③）			
【消毒】 日常的な消毒 場所と回数	①ドアノブ、手すり、スイッチなど多くの児童生徒等が手を触れる箇所及び共用物（1日1回程度） ※分散登校で入れ替えがある場合は、入れ替え時と放課後の1日2回程度	①+②個人の机・椅子など（1日1回程度） ※分散登校で入れ替えがある場合は、入れ替え時と放課後の1日2回程度	①+② 1日2回程度 ※教職員が使用する部分のみ	
消毒液とその使用方法	文部科学省「衛生管理マニュアル」や国が示した新型コロナウイルスに有効な消毒液や洗剤を用いて、その使用方法に従い消毒を行う。 ※患者発生時は消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液（トイレは0.1%）を使用する。			
【3密の回避】 「密閉」の回避（換気の徹底）	①常時2方向の窓を同時に開ける。 ②30分に1回以上、数分間程度、2方向の窓を全開する。 ③窓のない部屋は常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりして十分に換気する。（人の密度が高くないように配慮する） ④体育館のような広く天井の高い部屋であっても換気に努める。 ※エアコン使用時も同様の対応とする。少なくとも休み時間毎には窓を開け、換気を行う。			家庭管理
「密集」の回避（身体的距離の確保）	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	①通常通り：1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る ②分散登校：できるだけ2m（最低1m）	できるだけ2m（最低1m）	
「密接」の場面への対応（マスクの着用） ※マスクを着用する必要がない場合	基本的には常時マスクを着用することが望ましい。 ※十分な身体的距離が確保できる場合、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合や児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時、体育の授業			

新型コロナウイルス感染症に係る県立学校における地域の感染レベル別の感染症対策(保健体育・運動部活動)

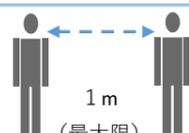
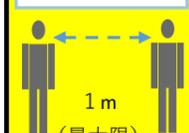
別紙1-2

沖縄県警戒レベル	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
文部科学省 衛生管理マニュアル 地域の感染レベル	レベル1	レベル2 ① ②	レベル3 ① ②	③
県立学校における 行動基準 ①感染者確認地域 ア感染者発生学校	原則として5日間程度の臨時休業(濃厚接触者特定及び消毒作業のため)			
イ感染者未発生学校	通常通りの教育活動	①通常通り ②分散登校	①分散登校 ②臨時休業(登校日の設定)	一斉臨時休業(休校)
②感染者 未確認地域	通常通りの教育活動		近隣状況を踏まえ ①分散登校	一斉臨時休業(休校)

県立学校の保健体育学習ガイドライン例

感染者発生学校	臨時休業	臨時休業	臨時休業	臨時休業
感染者発生学校	通常通りの教育活動	通常通りの教育活動又は分散登校	①分散登校 ②臨時休業	臨時休業
感染者未発生学校	<p>1mを目安に、活動場所内で最大限の間隔をとる</p>  <p>○体育授業:児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり、接触したりする活動は可能な限り感染症対策を行った上で通常通り実施する。</p>	<p>○リスクの低い活動は、一定の距離を保ち、同じ方向を向き、回数や時間を絞るなどの十分な感染対策をした上で実施する。</p> <p>○体育授業:児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり、接触したりする活動はリスクが高いことから慎重に検討する。</p> <p>○体育授業:可能な限り、屋外で実施し、気温が高い日などは熱中症に十分注意をする。但し、屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなる運動は避ける。</p>	<p>○体育授業:児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり、接触したりする運動や感染症対策を講じてもおお、感染のリスクが高い運動は行わない。</p>	臨時休業
<p>体育授業:マスク着用は必要ないが、体育授業における感染リスクを避けるため、児童生徒の間隔を十分確保する。但し、児童生徒がマスクの着用を希望する場合は否定するものではない。</p>		<p>体育・保健授業:年間指導計画の中で年度後半に指導する予定の学習分野を「先取り授業」として手順やルールを学んだり、自宅で取り組むことが可能な既習事項の反復学習等を行ったり、デジタルコンテンツ教材を利用した学習支援も考えられる。</p>		

県立学校の部活動ガイドライン例

感染者発生学校	部活動停止	部活動停止	部活動停止	部活動停止
感染者発生学校	部活動停止	部活動停止	部活動停止	部活動停止
感染者未発生学校	<p>可能な限り感染症対策を行った上で通常通りの活動</p> <p>1mを目安に、活動場所内で最大限の間隔をとる</p> 	<p>①通常通り 可能な限り感染症対策を行った上で通常通りの活動</p> <p>②分散登校 可能な限り感染症対策を行った上でリスクの低い活動から段階的に実施。直近一週間に感染者が確認された地域ではより慎重な検討が必要。</p> <p>1mを目安に、活動場所内で最大限の間隔をとる</p>  <p>密集する運動、近距離で組み合う、接触場面が多い運動、向かい合っの発声する等の活動は慎重な検討が必要</p>	<p>①分散登校 可能な限り感染及びその拡大のリスクを軽減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて行う。</p> <p>②臨時休業</p> <p>部活動停止</p> <p>密集する運動、近距離で組み合う、接触場面が多い運動、向かい合っの発声する等の活動は行わない。</p>	部活動停止

全体を通じての留意事項

- トレーニングやゲーム、ミーティングなども三密にならないように配慮した状態で通常通り実施する。また、各競技団体から発出されている注意事項にも留意すること。
- ケガや熱中症防止等、安全管理に十分留意する。また、発熱等の症状が見られる場合は自宅で休養するよう指導すること。
- 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を常時確認すること。
- 活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠し、実施内容等に十分留意する。特に分散登校を実施する場合は、ガイドラインよりも短い時間の活動にとどめるなど、分散登校の趣旨を逸脱しないよう限定的な活動とする。